

092 土木の職業

建物・土木工作物の建設現場又は土木工事現場における土砂の掘削、コンクリートの打設、道路舗装などの仕事、鉄道線路工事の仕事、ダム・トンネルの建設工事における掘削・掘進の仕事をいう。

ただし、建設機械の運転の仕事〔089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業〕を除く。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 092-01 建設・土木作業員
- 092-02 舗装作業員
- 092-03 鉄道線路工事作業員
- 092-04 ダム・トンネル掘削作業員

092-01 建設・土木作業員

建物・土木工作物の建設現場又は土木工事現場において、土砂の掘削・根切り（建物の基礎などを造るため地盤面下の土を掘ること）・埋戻し（地盤面まで土を戻して埋めること）・締固め（盛り土などの密度を大きくして崩れないようにすること）、コンクリートの練り・流し込み、U字溝・水道管の設置・埋設などの仕事に従事するものをいう。

造園工事に伴う土木の仕事に従事するものを含む。

ただし、建設機械の運転に専ら従事するもの〔089-05 ショベルカー運転工など〕を除く。

- 建設作業員、コンクリート作業員、コンクリート型入工（建設）、コンクリート打工、護岸工事作業員、消波ブロック製造作業員、浄化槽埋設工、水道管配管作業員、造園土木作業員、土木作業員、法面保護作業員（コンクリート張り工事）
- × 造園施工管理技術者〔008-05〕、土木施工管理技術者〔008-05〕、造園師〔064-05〕、ダンプカー運転手〔083-04〕、コンクリートポンプ車運転工〔089-05〕、ショベルカー運転工〔089-05〕、ホイローラー運転工〔089-05〕、型枠工〔090-01〕、消波ブロック据付作業員〔091-99〕、ダム掘削作業員〔092-04〕、トンネル掘削作業員〔092-04〕、道路清掃員〔096-04〕、がれき収集作業員〔096-06〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 造園工事に於いて施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理などの仕事に従事するもの〔008-05 造園施工管理技術者〕
- (2) 土木工事において施工計画の作成、作業の指揮・監督、工程管理、品質管理、安全管理などの仕事に従事するもの〔008-05 土木施工管理技術者〕
- (3) 街路樹の植栽・剪定の仕事に従事するもの〔064-05 造園師〕
- (4) ダンプカーを運転して土砂などを運搬する仕事に従事するもの〔083-04 ダンプカー運転手〕

- (5)コンクリートポンプ車のコンクリート圧送装置を操作して生コンクリートを圧送する仕事に従事するもの [089-05 コンクリートポンプ車運転工]
- (6)コンクリート構造物の解体・撤去にともなう生じたコンクリートくずなどの産業廃棄物をトラックに積み込む仕事に従事するもの [089-05 ホイルローダー運転工]
- (7)コンクリート打設用型枠を組み立てる仕事に従事するもの [090-01 型枠工]
- (8) 防波堤などの建設のために消波ブロックを据え付ける仕事に従事するもの [091-99 消波ブロック据付作業員]
- (9)ダム・トンネルの建設工事において手持ち機械・器具を使用して掘削の仕事に従事するもの [092-04 ダム掘削作業員、092-04 トンネル掘削作業員]
- (10)道路の路面・側溝の清掃、路肩・歩道の除草の仕事に従事するもの [096-04 道路清掃員]
- (11)建設現場においてがれき類・木くずなどの産業廃棄物を収集する仕事に従事するもの [096-06 がれき収集作業員]

092-02 舗装作業員

アスファルト・コンクリートなどによる路面の舗装・補修の仕事に従事するものをいう。

コンクリートブロック・レンガ・石などによる路面の舗装・補修の仕事に従事するものを含む。

ただし、コンクリートポンプ車のコンクリート圧送装置を操作して生コンクリートを圧送する仕事に従事するものは、[089-05 コンクリートポンプ車運転工]に分類する。

- アスファルト舗装作業員、インターロッキング舗装工、コンクリートブロック舗装工、コンクリート舗装作業員、道路補修作業員、道路舗装作業員、舗装切断工
- × 道路区画線・路面標示設置作業員 [080-02]、コンクリート舗装機械運転工 [089-05]、コンクリートポンプ車運転工 [089-05]、ショベルカー運転工 [089-05]、ガードレール取付工 [091-99]、道路標識取付工 [091-99]、道路清掃員 [096-04]、がれき収集作業員 [096-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)道路の路面に塗料で区画線を施工する仕事に従事するもの [080-02 道路区画線・路面標示設置作業員]
- (2)舗装機械を点検・調整・運転して、コンクリートで道路などを舗装する作業に従事するもの [089-05 コンクリート舗装機械運転工]
- (3)アスファルト道路の補修工事に伴って掘り起こされたアスファルトがらを貨物自動車に積み込む仕事に従事するもの [従事する仕事に即して分類する：089-05 ショベルカー運転工など]

- (4)道路標識、ガードレールを設置する仕事に従事するもの〔091-99 ガードレール取付工、091-99 道路標識取付工〕
- (5)道路の路面・側溝の清掃、路肩・歩道の除草の仕事に従事するもの〔096-04 道路清掃員〕
- (6)建設現場においてがれき類・木くずなどの産業廃棄物を収集する仕事に従事するもの〔096-06 がれき収集作業員〕

092-03 鉄道線路工事作業員

鉄道・軌道のレールの敷設、保線の仕事に従事するものをいう。

- 軌条作業員、軌道作業員、軌道舗石作業員、鉄道保線員、保線作業員
- × 鉄道線路設計技術者〔008-04〕、土木施工管理技術者〔008-05〕、列車見張員（保線工事）〔063-99〕、軌道用レール製造設備オペレーター〔067-99〕、軌道用レール製造設備工〔071-99〕、枕木製造工（コンクリート製）〔073-02〕、非破壊検査工（金属製品）〔076-02〕、変電保守員〔089-02〕、非破壊検査工（土木構造物）〔091-99〕、電車線架線工（配電線）〔094-02〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)線路工事の測量・地質調査・構造物の設計図の設計・工事監理の仕事に従事するもの〔008-04 鉄道線路設計技術者〕
- (2)鉄道の土木工事において施工計画の作成、作業の指導・監督、工程管理・品質管理・安全管理の仕事に従事するもの〔008-05 土木施工管理技術者〕
- (3)線路工事において列車の接近を見張り、工事作業員に伝える仕事に従事するもの〔063-99 列車見張員（保線工事）〕
- (4)軌道用レールを製造する仕事に従事するもの〔067-99 軌道用レール製造設備オペレーター、071-99 軌道用レール製造設備工〕
- (5)コンクリート製の枕木を製造する仕事に従事するもの〔073-02 枕木製造工（コンクリート製）〕
- (6)橋梁の非破壊検査の仕事に従事するもの〔076-02 非破壊検査工（金属製品）〕
- (7)鉄道用変電所の変電装置の保守・点検の仕事に従事するもの〔089-02 変電保守員〕
- (8)トンネルの非破壊検査の仕事に従事するもの〔091-99 非破壊検査工（土木構造物）〕
- (9)鉄道用配電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するもの〔094-02 電車線架線工（配電線）〕

092-04 ダム・トンネル掘削作業員

ダム・トンネルの建設工事において、手持ちさく岩機・器具による、さく岩・掘進の仕事に従事するものをいう。

○ ダム掘削作業員、トンネル掘削作業員

× さく岩機械運転工 [089-05]、ショベルカー運転工 [089-05]、シールド掘進機運転工 [089-05]、坑内支柱員 [093-99]、発破員 [093-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) さく岩機械、掘進機械の運転に従事するもの [運転する機械の種類に即して分類する：089-05 さく岩機械運転工、089-05 シールド掘進機運転工など]
- (2) ショベルカーなどの掘削機械の運転に従事するもの [089-05 ショベルカー運転工]
- (3) 落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む仕事に従事するもの [093-99 坑内支柱員]
- (4) 発破の仕事に専ら従事するもの [093-99 発破員]